

監事監査報告

独立行政法人通則法第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づいて、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)の令和7事業年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びこれらの附属明細書)、利益の処分又は損失の処理に関する書類(案)及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1 監事監査の基本方針

機構は、国の政策を着実に実施していくために、多額の公金を扱う公的な機関として、厳正な業務運営が求められている。監事は、理事長と同様に農林水産大臣から任命された独立の機関として、機構の業務を監査することにより、その健全な業務運営を確保し、内部統制の確立に資する責務を負う。

2 監査の方法及びその内容

監事は、監事監査規程及び監事監査計画に基づき、理事長、副理事長、理事、業務監査室、企画調整部及びその他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めた。

役員会、幹部会、年度計画の進捗点検・評価を行う年度評価ヒアリング、その他の重要な会議に出席し、かつ決裁文書等を閲覧し、役職員等からその職務の執行状況についての報告・説明を受け、農林水産大臣に提出する書類を調査した。

また、役員(監事を除く。以下同じ。)の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。)について、地方事務所の監事監査を含め、職員にその整備・運用の状況について必要に応じて説明を求めた。加えて令和6年度に引き続き34名の職員への個別インタビューを実施し、業務課題や職場風土等の現況について率直な意見を聴取した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書並びに事業報告書の会計に関する部分について検証するに当たって、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な監査を実施しているかを監視するため、会計監査人から職務の執行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

主として、以上の方法により、機構の令和7事業年度に係る監査を行った。

3 監査の結果

- (1) 機構の業務は、国内外の農畜産業を取り巻く環境が変化している中、国民の消費生活に不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るために、多額の公的資金を預かって、国の施策を迅速・的確に遂行することである。機構はこの責務を深く自覚し、誇りと緊張感を持った役職員等により、法令等に従い中期目標の着実な達成に向けて運営されているものと認める。
- (2) 機構の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に不備は認められない。
- (3) 役員職務執行に関する不正・法令違反等の重大な事実等は認められない。
- (4) 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査方法及び結果は相当であると認める。
- (5) 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

4 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

(1) 給与水準の状況

令和7年度においては、人事院勧告を反映した給与法改正を踏まえ、給与体系について月例給・特別給の引き上げ等の改定を行った。その結果、令和7年度の対国家公務員年齢・地域・学歴勘案ラスパイレス指数は101.5(令和6年度102.7)であり、職員の給与水準は概ね妥当なものと認められる。

また、組織再編に伴う管理職への負担増に対応して業務調整手当の引き上げを実施した他、給与法の改正を踏まえて役員の本俸・期末特別手当等の引き上げを実施した。

(2) 理事長の報酬水準の妥当性

理事長は、機構の代表としてその業務を総理し、法人運営に関する最終的な責任と権限を有する。機構が目的とする農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するため、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、災害被害等への緊急対策、情報収集提供業務等を統括しつつ、関係機関との連携を図るなど、強いリーダーシップを発揮し、機構の業務を的確に遂行している。

令和7年度の標準報酬は、20,253千円であり、行政事業型の成果目

標達成法人の長の平均標準報酬水準（令和7年度22,431千円）と比較し妥当であると考えている。

(3) 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況

自律的な調達合理化のため、「競争入札の拡大」と真に必要な場合を除く「一者応札の解消」を重点取組事項としている。

新たな随意契約に際しては、機構内に設置した「随意契約等審査委員会」による事前審査、外部有識者と監事で構成する「契約監視委員会」での点検・審議を実施している。やむを得ず随意契約とする場合も一般競争入札に準じた予定価格作成を通じて価格の妥当性を十分検証した上で交渉する姿勢を徹底している。

令和7年度の契約件数は226件、契約金額は176億円で対前年度比88億円の減少となっている。契約金額の減少の主要因は、指定乳製品の輸入数量の減少によるものである。このうち競争性のある契約は185件で174億円、競争性のない随意契約は41件で2億円である。競争性のない随意契約は対前年度比6億円の減少であり、減少の主要因は、令和6年度にあった独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）と3年毎に交わす調査業務委託契約が令和7年度には無かったことによるものである。

一者応札は、契約件数46件で11億円と前年度と比較し2件増、金額は6億円の増額となっている。増加の要因は、システム保守・改修業務委託の増額などによるものである。46件のうち19件がシステム保守・改修業務委託、12件が調査業務委託であった。半数以上は契約相手の選択肢が限られる専門性の高い分野であり、妥当な契約内容と考える。

(4) 保有資産の見直し

機構は、現行の中期計画における、不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画に基づき、事業実施に伴う返還金等の国庫納付や、一部の職員宿舎の廃止に向けて関係機関との調整に取り組んでいる。

5 その他留意して監査した事項等に関する監事所見

(1) 人事及び組織関連について

令和元年度以降、能力・実績重視の人事と給与への適切な反映、人材の充実とその有効活用に継続的に取り組んでいる。

ア 目標の「困難度・重要度」を評価要素として織り込む等のメリハリの利いた人事評価を心掛けている。

イ 人事異動については担当理事の意見を踏まえ、生産現場への行政サービ

ス向上と職員個々の能力を最大化し得る適材適所の人員配置を心掛けている。その上で令和8年度からは、入構15年未満の職員の異動ローテーションを従来より短縮し、より多くの部門を経験させ、それ以降の本人等による部門の選択性を高め、特定の分野でプロフェッショナルとして蓄積した専門的な能力・スキルを的確に発揮し得るよう人事制度を改正した。

育児・介護など多様な働き方にも対応し、業務の効率性・機動性を高めるため、令和7年4月1日付け及び令和8年4月1日付けでの管理部門・野菜部門・特産部門の組織統合・再編を実施した。

ウ 職員の業務遂行能力向上のため、階層別・部門別・ITリテラシー向上・知識習得研修などの研修が実施され、内容の充実も図っている。

既存の出向先以外に在外勤務者を増やす取組を継続している。令和8年度も様々な出向機会が創設され職員の知識・業務遂行能力の向上、更には機構の機能充実に役立つことを期待する。なお、在外勤務者が安心して知識・能力向上に繋がる業務に専念できるよう必要に応じて引き続き面談等によるフォローアップを願いたい。

エ 令和6年3月の「えるぼし認定」（女性活躍推進）取得に加えて、令和7年10月には「くるみん認定」（次世代育成支援）を取得した。引き続き上位の「プラチナえるぼし認定」や「プラチナくるみん認定」を取得するべく取り組んでいる。

オ 令和7年度は10名（令和6年度8名）と例年になく離職者が多く、労働力不足に加え人材流動化が進行している社会環境の下、新卒・経験者採用による人材確保のための求人手法の工夫や、育児による離職防止・負担軽減を図るため時短勤務期間を2年延長するなど人材確保に努めている。

機構の円滑な業務遂行に当たっては、求める人材の確保が不可欠である。人事諸制度及び組織編成は、機構全体及び部門毎の人材育成・教育プログラムの再構築・充実と、業務の内容・量・課題の洗い出しや人員配置等を踏まえて柔軟かつ恒常的に見直していくことが肝要であると考えている。

(2) 理事長のコミュニケーションの取組

ア 理事長と監事の定期的打合せの実施

令和7年度は、理事長と監事の打合せを計2回実施した。理事長から機構が対処すべきリスク・課題、それに基づく業務運営方針を聴取し、監事からも意見・提案を共有し、双方が業務運営上の課題解決への共通認識を持つことができています。今後もぜひ継続実施したい。

イ 役職員に対するコミュニケーションの取組

毎週開催される幹部会での報告内容を各組織で共有するほか、幹部会の資料及び理事長のコメント・指示事項をイントラネットに掲載することにより全役職員へ周知し、健全な業務遂行に有効に働いている。また、理事長は各階層との個別面談も随時行っており、職員との距離感を自ら縮め、自由に意見を言える職場環境作りを心掛けている。

(3) D X推進等による業務品質及び効率の向上

デジタル専門人材育成のため、継続的に若手向け I Tリテラシー向上研修を始め、PMO向け及びP JMO向けの各種システム研修を実施した。またPMOが、各プロジェクトの横断的管理等のためP JMOに対する必要な助言・支援を実施しているが、令和7年度は特に支援が必要と認められる4件の情報システムを選定してP JMOに対する伴走支援を行った。

内部管理事務の効率化・ペーパーレス化等に資する取組としてMicrosoft365のR P Aツール等活用し、業務フロー18件をR P A化した。併せてペーパーレス化については、令和5年度から開始した電子決裁システム導入の結果、令和6年度の紙の使用枚数は令和元年度比40%程度削減されており、令和7年度から研修受講時に資料を印刷せずP Cを持参して受講することを励行するなど、取組を継続している。

このような効率化の取組に加え、時差通勤・テレワークの推進・定着などの労働環境整備等により1人当たり月間平均超過勤務時間は前年度比約5%減の8.8時間と減少した。

リスク管理における取組として、全役職員を対象に機構のリスク管理の取り組み方に関する事例を交えた動画を作成して研修を実施した。情報セキュリティ上のリスクとしてのデータ改ざんや情報漏洩等への防止対策として各情報システムのセキュリティ診断とその結果に基づく対策を実施するとともに、役職員等に対し、情報セキュリティ研修とP C画面のポップアップメッセージ表示による日常的な注意喚起等を実施した。また、外部内部からのサイバー攻撃防衛力を高めるため、ログ管理システム・WSUS等のネットワーク分離を行い、機構ネットワークの完全性・可用性を高めた。

機構における膨大な事務処理量に鑑みると、ヒューマンエラー等に起因するオペレーション上のリスクを管理し、業務の品質と効率を向上させることの重要性は言うまでもない。日常業務に潜んでいるリスクの顕在化を防止・最小化する仕組みの構築に向けて、報連相及び改善提案制度を活性化させ、また情報システム等のアウトソーシング活用、生成A I（令和8年3月機構利活用ルール制定）の利活用など、役職員等の率先した取組により、業務品質と業務効率の向上に更に努めてもらいたい。

(4) 業務における課題への取組

ア 野菜関連では、ブロッコリーが、需要増加に伴う産地・生産量拡大に鑑み令和8年4月から指定野菜価格安定対策事業における指定野菜に追加されることとなった。指定野菜の追加は52年ぶりであり、生産者・関係団体への周知及びシステム改修等を滞りなく実施し、品目追加の手続きを完了した。

イ 畜産関連では、食肉センター等24社の機構出資先に対する令和6年度決算及び令和7年度中間決算ヒアリング等により、取り巻く環境及び経営状況の把握に努めた。食肉処理施設は、畜産農家の減少、コスト高騰、施設老朽化、人員不足等さまざまな課題を抱えていると同時に、食肉輸出拡大への期待が大きい。令和7年4月に制定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」においては、令和12年度での稼働率目標を含め、食肉処理施設の再編・合理化・高度化を推進する方向性が示されたところ。機構は出資者として、稼働率目標を念頭に各出資先の昨今のコスト上昇・資材調達遅延などさまざまな経営課題に対する認識を、出資先が所在する地方自治体を始め関係者と共有し、出資先支援に引き続き努めてもらいたい。

また、わが国の農畜産業に影響を及ぼす豪雨や地震等の災害や家畜伝染病の発生への対応について、令和7年度も各緊急対策事業を生産者等関係者への丁寧な説明を心掛けつつ実施した。緊急対策は突発的な対応であり、職員には通常業務と並行させながら、引き続き生産者等への丁寧な対応を心掛けてもらいたい。

ウ 令和5年9月に判明した「契約野菜安定供給事業及び契約野菜収入確保モデル事業に係る平均取引価額の算定誤りについて(お詫び)」(令和5年11月10日公表)の事案において、追加交付額225,295千円については令和7年4月18日までに交付を完了した。また、過大交付額45,673千円のうち未返納額44,226千円については、令和6年度に機構の事務費等を36,769千円削減・充当し、残余7,457千円を令和7年度に削減・充当し、本事案を終結した。

このような問題がひとたび生じれば、機構への信頼を損なうおそれがあり、収束に多大な労力・時間を費やすことを引き続き肝に銘じ注意喚起を怠らず、適正な業務執行に注力願いたい。

エ 砂糖勘定について、調整金収支は令和5事業年度まで5年連続の単年度マイナス、累積では677億円のマイナスとなっていた。令和6事業年度には、異性化糖運用見直しによる調整金収入の確保、指定糖調整率の引き

上げ、国内産糖交付金単価引き下げが関係事業者の理解・協力を得て実施され、加えて令和6年度の国の補正予算で60億円の糖価調整制度安定運営緊急対策交付金が措置された結果、収支は単年度で46億円のプラスとなり、累積のマイナスは631億円へ改善した。令和7年度は、令和6年産さとうきびの豊作等に伴い交付金の支出が増大したことにより、単年度の収支が10億円のマイナスとなっており、累積のマイナス収支は641億円と引き続き注意を要する状況にある。収支改善は糖価調整制度の持続性を保持するためには不可欠であり、引続き農林水産省・関係各者と連携し取り組んでもらいたい。

オ 情報収集提供業務等では、畜産、野菜、砂糖・でん粉の各月刊情報誌に加え、alic ホームページで国内外の農畜産物関連の情報を知ることができることを広く国民に認知してもらうためメルマガ案内のチラシを消費者イベント・外部との会議等で配布し、登録者数の増加を図った(令和7年度末5,914件(前年度比101.8%)。また、令和7年度のalicセミナーについては、「カナダ、メキシコ、スペイン、ブラジル、中国における豚肉需給」等をテーマに4回実施した。

広報誌(広報 web マガジン alic)による機構業務の紹介や農畜産物の情報の提供を各月に行った。加えてYouTubeにおいては国産野菜の生産から出荷の実態、異性化糖の歴史や活用状況等を視聴者にわかりやすく伝える動画を公開した。また、消費者との意見交換会として、「実りのフェスティバル」と同日同会場にて参集型の講演会を行い、来場した参加者との意見交換を行った。

国産野菜の利用拡大を目的に野菜の生産者と実需者とをマッチングさせるサイトである「ベジマチ」を令和3年度より運用しているが、イベントなどでのサイト紹介・普及活動により総登録者数は令和7年度末1,256者(前年度末比181者増)、商談成立件数(累計)は令和7年度末134件(前年度末比29件増)と登録者数増加とともに商談成立件数も積み上がりがつつある。

機構業務と直接関係する生産者や事業者のみならず国民全体への農畜産物の情報提供も機構の重要な業務である。あらゆる機会を通じて国産農畜産物の生産・需要拡大に結び付く情報提供や取組に努めてもらいたい。

(5) コンプライアンスの推進

令和7年度も年2回の「コンプライアンス推進週間」において、役職員等全員参加を前提にコンプライアンスチェックによる理解度の確認等に取り組んだ。このほかにも教育資料の視聴、外部講師研修、アンケート調

査、自己点検等が実施された。また、機構内外のコンプライアンス窓口に18件(前年度14件)の相談があった。相談件数増加は、出張時における注意事項の事前確認等軽微な相談が増えていることが主要因であることから、当該窓口への相談し易さを表しているものと評価できる。引き続き、役職員個々がコンプライアンスについて意識を高め、健全な職場風土の醸成に努めてもらいたい。

6 監事所見

監査結果に述べたとおり、業務執行上重要な問題は見受けられない。ただし、機構を取り巻く環境変化のスピードは加速しており、さらに取り組むべき課題は積み上がっていく傾向にあると思われる。令和8年度も理事長はリーダーシップを発揮し、ガバナンスを適切に機能させ、また全役職員は、より働き甲斐を感じる職場を作るとともに、個人の知識・能力と組織力を共に高めて、潜在する業務上のリスクを見極めながら、生成AI利活用を含めたDXの活用など、機構内に留まらず関係者の利便性にも配慮した、業務品質・効率の向上とコストダウンを図り、適切な業務遂行を願いたい。

最後に、機構はわが国農政を取り巻く環境の変化を敏感に察知し、農畜産物の安定供給に関わる業務を通じて国民へのより良いサービスの実現のため最善を尽くしてもらいたい。

令和8年6月22日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 大野 茂樹

監事 渡邊 雅一